

不法投棄された特定家庭用機器廃棄物のリサイクルプラント直接引き渡しの運用(案)(概要)

1. 目的

現在、不法投棄された特定家庭用機器廃棄物（以下「不法投棄家電」という。）であって、市町村に回収されたもの（以下「回収不法投棄家電」という。）については、投棄者を特定することが困難であることから、ほとんどの市町村において家電リサイクル券を貼って、自らリサイクル料金を負担して指定引取場所へ持ち込んでいる。

このため、市町村において、回収不法投棄家電の処理が負担となっている実情を鑑み、市町村と家電リサイクルプラントの立地等によっては、家電リサイクル法に基づき指定引取場所へ運搬するのではなく、廃棄物処理法に基づき家電リサイクルプラントへ直接運搬することを認めることで、回収不法投棄家電の処理にかかる負担軽減を図ろうとするものである。

2. 家電リサイクルプラントへの直接搬入のスキーム(案)

① 契約の締結

- ・ 希望する市町村が作成した届出書の情報は、国を経由して管理会社へ連絡
- ・ 管理会社は、希望市町村の所在地を基点として、輸送コストの低い順に複数の家電リサイクルプラントを選定し、当該家電リサイクルプラントに市町村の情報を連絡
- ・ 当該家電リサイクルプラントは、届出書に記載された情報をもとに1台当たりの処理単価の見積もりを希望市町村へ提示し、合意できれば契約を締結（契約において、特定の製造業者等の廃家電のみ受け入れる場合や特定の対象品目のみ受け入れる場合等がある。）
- ・ 希望市町村は、契約を締結したかどうかについて国へ連絡

② 自治体による不法投棄家電の回収・搬入

市町村において不法投棄家電を発見した場合は、品目ごとに整理した上で、不法投棄家電であることの証明（不法投棄されている現場の写真等）を添えて契約している家電リサイクルプラントへ運搬

③ 搬入された不法投棄家電の台数確認

回収不法投棄家電の搬入後、家電リサイクルプラントは、同回収不法投棄家電の品目別の台数を記録し、市町村とともに確認

④ 処理費用の請求

家電リサイクルプラントは回収不法投棄家電を廃棄物処理法の処理基準に従って処理し、実績に応じてその処理費用を市町村に請求

【スキーム図】

